

令和8年第4回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

令和8年4月9日（木）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席委員

1番 中野 栄

2番 根本 博

3番 三須 清一

4番 正木 善昭

5番 大井 栄一

6番 森 茂

7番 森田 修

8番 川村 泉治

9番 大炊 三枝子

10番 染谷 智毅

4. 出席事務局職員

局長 大井 一郎

次長 鈴木 光一

主任 増田 康大

主任 片桐 圭悟

5. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条について

議案第2号 農地法第5条について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）について

報告事項

報告第1号 農地法第4条（届出）について

報告第2号 農地法第5条（届出）について

報告第3号 農地法第18条（通知）について

報告第4号 令和7年度第11次農用地利用集積等促進計画案の修正について

三須清一会長 それでは始めさせていただきます。

ただいまから令和8年第4回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、委員10名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により、会議は成立しております。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第18条第2項の規定により、

6番 森 茂委員

7番 森田 修委員をお願いいたします。

次に本日の書記には、事務局職員の片桐主任を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第4号までの合計4議案についてです。

議案第1号「農地法第3条について」2件、議案第2号「農地法第5条について」1件、議案第3号「農用地利用集積等促進計画の公告について」（一括契約）3件、議案第4号「農用地利用集積等促進計画の公告について」（機構・受け手間契約）1件です。

以上で議案について説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

三須清一会長 以上で、議案についての説明は終わりました。

これより、議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条について」審議したいと思います。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号、農地法第3条について、次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。

提出日 令和8年4月9日 我孫子市農業委員会会長三須清一

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号、整理番号1番については原案どおり許可することに決定いたしました。

引き続き、議案第1号、整理番号2番「農地法第3条について」審議したいと思います。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは議案の説明をいたします。

議案書は2ページ、議案資料は16ページからとなります。

議案第1号、整理番号2番の申請地は、〇〇〇地先の地目田12筆、畑1筆、合計面積は11,325平方メートルの持分10分の1の所有権を移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北東側約450メートルと北側約700メートルと南西側約500メートルと約450メートルに位置しています。

位置図は、議案資料の19ページをご覧ください。

受人は〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。

農業経営規模を拡大するため、所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一第2調査会長 議案第1号、整理番号2番について、調査結果を報告します。

第2調査会で受人及び代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

受人の経営耕地面積は、借受地を含め約11.79ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間250日で、妻が200日、子が250日、父も250日、母が200日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

経営農地は全て効率的に耕作をしていて、常時従事要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第1号、整理番号2番「農地法第3条について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号、整理番号2番については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをお開きください。

議案第2号、農地法第5条について、次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

提出日 令和8年4月9日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは、議案の説明をいたします。

議案資料は34ページからとなります。

議案第2号の申請地は、〇〇〇字〇〇地先の地目田1筆、面積は578平方メートルの賃貸借権を設定するものです。

転用目的は資材置場になります。

所在地は、〇〇〇〇〇〇の南西側約110メートルに位置しています。

位置図は、議案資料の35ページをご覧ください。

受人は株式会社バウンドで、渡人は〇〇〇の方です。

土地造成については、砂利敷きで、切土や盛土は行いません。

雨水は敷地内に自然浸透させ、周囲は鋼板で囲います。

隣接農地所有者は、長期療養中で説明できていませんが、要請に応じて随時説明します。

なお、当該地は敷地の一部に碎石を敷いて無断転用して、現在に至ります。

このため、始末書を提出していただいています。

資料の37ページに添付しております。

事業に係る経費は〇円で、全額自己資金で賄う計画で、金融機関の残高証明書で確認しています。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一第2調査会長 議案第2号について、調査結果を報告します。

第2調査会で受人及び代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

当該地は、障害物もなく平坦地で道路に接していることから埋め立ても必要ないため、資材置場として適しています。

現地調査では、土地造成については、砂利敷きで切土や盛土は行わず、雨水は敷地内に自然浸透させることで、隣接する農地にも影響がないことを確認してきました。

当該地についての現地調査での立地基準は、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であることから、農地区分は第2種農地」と判断しました。

農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、現地調査では隣接土地所有者に支障ない旨確認されたことから、第2調査会では、全員一致で許可相当の結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第2号「農地法第5条について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の4ページをお開きください。

議案第3号、「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」次のとおり促進計画案について審議を求めます。

令和8年4月9日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは、議案の説明をします。

議案資料は 57 ページからとなります。

農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）は、3 件です。

整理番号 1 番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇〇地先の地目田 1 筆、面積は 3,036 平方メートルです。

受人は〇〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリ 1 等米〇キログラムです。

整理番号 2 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇字〇〇地先の地目畑 2 筆、合計面積は 930 平方メートルです。

受人は〇〇〇〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は全面積で〇円です。

整理番号 3 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇〇地先の地目畑 1 筆、面積は 943 平方メートルです。

受人は〇〇〇〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇の方です。

借受期間は 5 年間、借賃は全面積で〇円です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第 2 次調査会長から議案第 3 号の調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一第 2 調査会長 議案第 3 号について、調査結果を報告します。

整理番号 1 番の受人の経営耕地面積は、借受地のみ約 2.83 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 150 日で、妻が 60 日です。

トラクター、コンバインを揃えています。

整理番号 2 番、整理番号 3 番の受人の経営耕地面積は、借受地を含む約 4.10 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 300 日で、妻が 100 日、父が 300 日、母が 280 日、祖母が 60 日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第 2 調査会では、受人の経営農地の効率的な利用及び常時従事要件など、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項 2

号3号の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致を持って「意見なし」との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第3号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」質疑に入ります。

ご意見のある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について、「意見なし」とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、原案どおり「意見なし」とすることとしました。

次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画の公告（機構・受け手間契約）について」審議します。

なお、議案第4号については、○委員が関係者となっております。

○委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき、議事参与の制限があります。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の6ページをお開きください。

議案第4号、「農用地利用集積等促進計画の公告（機構・受け手間契約）について」次のとおり、促進計画案について審議を求める。

提出日 令和8年4月9日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をします。

議案資料は 60 ページからとなります。

農用地利用集積等促進計画の公告（機構・受け手間契約）は 1 件で、受人の変更により再設定するものです。

賃貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目田 1 筆、〇〇字〇〇〇地先の地目田 1 筆、合計面積は 10,049 平方メートルです。

受人は、株式会社中野ファームで、渡人は〇〇の方です。

借受期間は、認可の公告日から令和 15 年 2 月 28 日までで、借賃は 10 アールあたりコシヒカリ 1 等米〇キログラムです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第 2 調査会長から議案第 4 号の調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一第 2 調査会長 議案第 4 号について、調査結果を報告します。

受人の経営耕地面積は、借受地を含め約 57.79 ヘクタールで、農業従事日数は本人が年間 280 日で、妻が 300 日、子が 280 日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第 2 調査会では、受人の経営農地の効率的な利用及び常時従事要件など、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項 2 号、3 号の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって「意見なし」との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画の公告（機構・受け手間契約）について」質疑に入ります。

なお、〇委員が関係者となっております。

先ほど申しましたとおり、〇委員は、農業委員会会議規則第 14 条に基づき議事参与の制限がありますので退出していただきます。

(○委員退出・確認)

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

農用地利用集積等促進計画の公告（機構・受け手間契約）について「意見なし」とすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、原案どおり「意見なし」とすることとしました。

○委員を入室させてください。

(○委員入室・着席を確認)

続いて報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは、報告いたします。

報告は第1号から4号までの4件です。

報告第1号は「農地法第4条の規定による届出に対する専決処分について」で、3件受理しました。

届出事由は、貸駐車場が1件、住宅が1件、店舗が1件です。

報告第2号は「農地法第5条の規定による届出に対する専決処分について」で、3件受理しました。

届出事由は、戸建て分譲が1件、自己住宅が1件、住宅用地が1件です。

報告第3号は「農地法第18条第6項の規定による通知について」で、1件受理しました。

通知の事由は、合意による解約です。

報告第4号は「令和7年度第11次農用地利用集積等促進計画案の修正について」で1件報告がありました。

修正内容は、契約の取下げです。

以上です。

報告第1号から4号について、何かご意見がありましたら、挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和8年第4回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。